

京都市地域リハビリテーション推進センター事務分掌規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 71 号

京都市地域リハビリテーション推進センター事務分掌規則等の一部を改正する規則

(京都市地域リハビリテーション推進センター事務分掌規則の一部改正)

第1条 京都市地域リハビリテーション推進センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中「支援施設課」を「高次脳機能障害支援課」に改める。

第2条第2項中「企画係長」の右に「及び地域連携推進係長」を加え、「相談判定係長、」を「相談判定係長及び」に改め、「及び高次脳機能障害支援係長」を削り、「支援施設課に機能訓練係長及び生活訓練係長」を「高次脳機能障害支援課に高次脳機能障害支援係長、訓練第一係長及び訓練第二係長」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第3条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「及び担当係長（企画課に置くものに限る。）並びに係長」を「、係長及び担当係長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条第6項を同条第4項とする。

第4条第1項本文中「、主管事務につき、次長がその職務を代理し、次長に事故があるときは」を削る。

第5条企画課の項第3号中「支援施設課」を「高次脳機能障害支援課」に改め、同項第5号中「身体障害者手帳の交付」を「センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの各施設間の連絡及び調整」に改め、同条相談課の項中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 身体障害者手帳の交付に関する事。

第5条支援施設課の項を次のように改める。

高次脳機能障害支援課

(1) 入所者の日常生活上の支援に関する事。

(2) 自立訓練に関する事。

(3) 高次脳機能障害がある者への支援に関する相談に応じる事業に関すること。

第6条中「並びに次長が2人置かれている場合にあつては、次長の掌理する事務の概目」を削る。

(京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部改正)

第2条 京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項表以外の部分中「、課及びセンター」を「及び課」に改め、同項の表中

「若しくはセンター」を削り、

	診 療 療 育 課	管理係長	
	発達障害者支援センター		

を

「

	診 療 療 育 課	管理係長
--	-----------	------

に改め、同条第2項中「、発達

障害者支援センター長」を削り、同条第3項中「及び発達障害者支援センター」を削る。

第2条第3項中「、課長及び発達障害者支援センター長」を「及び課長」に改める。

第3条第4項本文中「又は発達障害者支援センター長」を削る。

第4条第1項中「及び発達障害者支援センター」を削り、同項総務課の項第2号ただし書を削り、同条第1項発達相談所の款発達相談課の項第1号及び第3号中「及び知的障害者」を削り、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同項第15号中「及び知的障害者」を削り、同号を同項第14号とし、同項第16号を同項第15号とし、同款診療療育課の項第7号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同款発達障害者支援センターの項を削り、同条第2項第3号中「前項発達相談所の款発達相談課の項第1号から第4号まで及び第6号から第16号まで」を「前項発達相談所の款発達相談課の項」に改め、同号ただし書及び同項第4号ただし書を削る。

(京都市事務分掌規則の一部改正)

第3条 京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条障害保健福祉推進室の款第23号中「、こころの健康増進センター及び発達障害者支援センター」を「及びこころの健康増進センター」に改める。

第13条子ども若者未来部の款子ども家庭支援課の項第40号中「(保健福祉局の所管に属するものを除く。)」を削る。

(京都市こころの健康増進センター事務分掌規則の一部改正)

第4条 京都市こころの健康増進センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中「次の課」の右に「及び発達障害者支援センター」を加える。

第2条第1項中 「次長 2人」 を 「課長 2人」 に改め、同
課長 2人」 を 発達障害者支援センター長」

第2項中「及び保健医療係長」を「、保健医療係長及び精神手帳係長」に改め、同条

第4項中「課」の右に「及び発達障害者支援センター」を加える。

第3条第2項を削り、同条第3項中「課長」の右に「及び発達障害者支援センター長」を加え、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第4条第1項本文中「、次長がその職務を代理し、次長に事故があるときは」を削り、「課長」の右に「又は発達障害者支援センター長」を加え、同条第2項本文中「課長」の右に「又は発達障害者支援センター長」を加える。

第5条中「課の」を「課及び発達障害者支援センターの」に改め、同条相談援助課の項第3号から第5号までの規定中「及び精神障害者」を「並びに精神障害者及び知的障害者」に改め、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同項第12号中「及び精神障害者」を「並びに精神障害者及び知的障害者」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれに付随する指導に関すること。

第5条デイ・ケア課の項の次に次の1項を加える。

発達障害者支援センター

(1) 発達障害者及びその家族に対する相談及び助言に関すること。

(2) 発達障害者に対する発達支援及び就労の支援に関すること。

(3) 医療、保健、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び関係団体（次号において「関係機関等」という。）並びに当該業務に従事する者に対する発達障害に関する情報提供及び研修に関すること。

(4) 発達障害に関する関係機関等との連絡及び調整に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条中京都市児童福祉センター事務分掌規則第4条第1項発達相談所の款診療療育課の項第7号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(関係規則の一部改正)

- 2 京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。
第4条の表変則勤務手当の項中「地域リハビリテーション推進センター支援施設課」を「地域リハビリテーション推進センター高次脳機能障害支援課」に改める。
- 3 京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。
本則の表2の項中「、地域リハビリテーション推進センター次長」を削り、同表3の項中「、こころの健康増進センター次長」を削る。

(行財政局人事部人事課)